

入 札 説 明 書

調達物品名

公用自動車(消防局)賃貸借
(4WD広報車、21台)

相模原市 財政局 契約課

(令和6年4月11日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

4022

(2) 契約件名

公用自動車(消防局)賃貸借(4WD広報車、21台)

(3) 数量

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(5) 納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目「物件の借入れ」及び細目が「船・自動車」が認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ 機能等証明書(別紙2)

(2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和6年4月11日(木)午前9時から令和6年4月23日(火)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和6年5月21日(火)午前9時から令和6年5月22日(水)午後5時まで

(2) 開札日時

令和6年5月23日(木)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、

ファクシミリにより回答を送付する。

- (4) 質問は、上記(3)又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札書には税抜きの合計金額(60ヶ月分)を記入する。
- (2) 落札決定後、入札内訳書を提出すること。入札内訳書の合計金額と入札書の金額が相違ないようにすること。
- (3) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額(該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を持って契約金額とする。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) ICカードを不正に使用した入札
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
- ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

1か月ごとの賃貸借終了後に請求するものとし、当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和6年4月11日	公告別案件No	1/1
入札番号	4022				
契約件名	公用自動車(消防局)賃貸借(4WD広報車、21台)				
数量	仕様書のとおり				
履行期間	令和6年9月1日 から 令和11年8月31日 まで				
納入場所	仕様書のとおり				
参加条件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目	細目		
		物件の借入れ	船・自動車		
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体と自動車の1年を超える賃貸借契約実績があること。			
	履行能力	・仕様書に示す業務を履行する能力を有しているものであること。			
競争参加資格確認申請書受付期間	令和6年4月11日 (木) 午前9時 から 令和6年4月23日 (火) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書発行期間	令和6年4月26日 (金) 午後1時 から 令和6年4月26日 (金) 午後5時 まで				
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限	令和6年5月15日 (水) 午後5時 まで				
質問期限	令和6年5月13日 (月)				
回答期限	令和6年5月17日 (金)				
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限	令和6年5月17日 (金) 午後5時 まで				
入札書受付期間	令和6年5月21日 (火) 午前9時 から 令和6年5月22日 (水) 午後5時 まで				
	*郵便の場合 令和6年5月21日 (火) までに必着				
開札予定日時	令和6年5月23日 (木) 午前10時				
契約保証金	要				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。 ・落札者は、落札決定の翌日までに内訳書を提出すること。 				

令和6年度
公用自動車(消防局)賃貸借
(4WD広報車、21台)

仕様書

相模原市消防局

第1 総則

1 趣旨

この仕様書は、相模原市消防局が、令和6年度に賃借する広報車(以下「車両」という。)について必要な事項を定める。

2 契約期間等

(1) 賃貸借期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで(60ヶ月)

(2) 予定走行距離

1台あたり月間300km

(3) 契約台数

21台

(4) 使用の本拠の位置

ア	中央区中央2-2-15	(相模原消防署本署)	1台
イ	中央区田名4841-3	(相模原消防署田名分署)	1台
ウ	中央区淵野辺本町3-1-8	(相模原消防署淵野辺分署)	1台
エ	中央区緑が丘1-32-25	(相模原消防署緑が丘分署)	1台
オ	中央区上溝2163-9	(相模原消防署上溝分署)	2台
カ	南区相模大野5-34-1	(南消防署本署)	1台
キ	南区磯部1229-1	(南消防署新磯分署)	1台
ク	南区麻溝台8-38-20	(南消防署麻溝台分署)	1台
ケ	南区古淵3-15-8	(南消防署大沼分署)	1台
コ	南区新磯野2-51-1	(南消防署相武台分署)	1台
サ	南区相模大野7-40-4	(南消防署上鶴間分署)	1台
シ	緑区橋本4-16-6	(北消防署本署)	2台
ス	緑区相原4-14-9	(北消防署相原分署)	1台
セ	緑区川尻1699-1	(北消防署城山分署)	1台
ソ	緑区寸沢嵐3455-1	(津久井消防署本署)	3台
タ	緑区吉野433-1	(津久井消防署藤野分署)	1台
チ	緑区鳥屋789-7	(津久井消防署鳥屋出張所)	1台

3 納車日等

(1) 納車期限

令和6年10月1日(火) 【初度登録は令和6年9月中とする】

(2) 納車場所

下溝防災消防訓練場 南区下溝3042-2

4 費用負担

リース料に含まれる費用は次のとおりとする。

(1) 車両取得費用

ア 車両購入費

イ 登録納車費用

ウ 自動車リサイクル手数料

エ 自動車取得税

オ 登録検査手数料

カ 自動車保管場所届出費用

(2) 自動車税

- (3) 自動車重量税（購入時・車検時）
- (4) 自動車損害賠償責任保険料（購入・車検時）
- (5) 納車費用・契約満了時の引き取り費用
- (6) 継続検査費用
 - ア 点検整備費用
 - イ 継続検査手数料
- (7) 法定点検整備費用（12ヶ月点検）
- (8) メンテナンス費用
 - ア 消耗品の交換及び補充（バッテリー交換及びタイヤ交換を含む）
 - イ 故障修理

※車検時等の代車は不要です。

※任意保険については本件調達に含みません。

5 その他

- (1) 車両購入及び点検整備業者は相模原市入札参加登録業者リスト中、相模原市内に本店又は受任者を置く支店（営業所）を有している登録業者の中から選定するよう努めること。
- (2) 納車時に、スタッドレスタイヤを装着した状態とし、ノーマルタイヤ（ホイール付）は荷室に収納して納車すること。

第2 車両仕様

車両は次のとおりとし、この仕様に無い事項は車両メーカーの標準仕様とする。

<p>車両仕様等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車種等：軽貨物自動車（荷室高 1150mm 以上、荷室長 1700mm 以上、荷室幅 1270mm 以上）、4WD、AT（AGSも可とする）、車高 2,000mm 以下 ・総排気量：660cc ・乗車定員：2[4]名 ・ドア枚数：5 ・ボディカラー：ホワイト ・九都県市指定低公害車、又はそれに準ずるもの
<p>付属品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・パワーステアリング ・FM・AMラジオ ・常時録画式 360 度対応ドライブレコーダー（COMTEC 製 HDR362GW、YUPITERU 製 Z-300 等、ウィンドウズメディアプレイヤーで再生可能なもの） ・フロアマット（樹脂製、前後席） ・スタッドレスタイヤ（ホイール付） （納車時に装着した状態とし、ホイール付のノーマルタイヤは荷室に収納した状態で納車すること） ・タイヤチェーン（非金属製・冬タイヤサイズ） ・サイドバイザー（フロント） ・拡声装置（10W、防水、前後方向、車体底部取付型）一式（アンプ、マイク及びケーブル）
<p>文字入等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車体両側面に丸ゴシック左書きで「相模原市消防局」を記入。（8cm角、エルムグリーン3M:JS1710） ・車内に「禁煙」ステッカーを貼り付け

以上

公 用 車（消 防 局） 賃 貸 借 契 約 書（案）

1 業務の名称	公用自動車(消防局)賃貸借(4WD広報車、21台)			
2 履行場所	指定場所			
3 契約金額（月額）	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 賃貸借期間	賃貸借期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。			
5 契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	<input type="checkbox"/> 前金払 (<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払) <input type="checkbox"/> 概算払 (<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払) <input checked="" type="checkbox"/> 確定払 (<input type="checkbox"/> 一括払 <input checked="" type="checkbox"/> 分割払)			
	備考			
6 契約の保証	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> 銀行等、保証事業会社の保証	円 円 円	<input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除 (相模原市契約規則第34条第 号)	円 円
7 予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	<p>賃借人は、令和7年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除し、賃貸人に損失が生じた場合は、賃貸人はその損失の補償を賃借人に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。</p>			

上記の公用車（消防局）賃貸借について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和6年 月 日

賃借人 相模原市中央区中央2丁目11番15号
 相模原市
 代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

賃貸人

印

契 約 条 項 (案)

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別添の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(賃貸借物件及び納入場所)

第2条 賃借人が賃借する物件及び物件の納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 物件の内容 別紙物件明細書のとおり。
- (2) 物件の納入場所 賃借人の指定による。

(検査・検収)

第3条 賃借人は、物件が正常に機能していることをその使用をもって確認することとし、これをもって検査・検収とする。

(賃貸借物件の管理責任)

第4条 賃借人は、物件を善良な管理者の注意義務をもって管理にあたるものとする。

2 賃貸人は物件が正常に使用できるよう保守の責に任ずるものとし、物件の保守及び修理等は、賃借人の指定する整備工場等で行なうものとする。但し、次の各号に該当するものの修理費用は賃借人が負担するものとする。

- (1) 賃借人の故意又は過失によって修理した場合
- (2) 賃借人が賃貸人の承認なしに緊急に指定工場以外で修理を行なった場合
- (3) 車両保険で補填されない修理
- (4) 天災地変等不可抗力による修理

3 賃借人が自動車の保管、使用に起因し第三者に損害を与えた場合は、賃借人の責任において解決するものとする。

4 契約期間が終了し、物件の移動、処分が必要な場合は賃貸人がその責に任ずる。但し、物件の保管場所が通常の使用場所から極端に遠方の場合、又は異常な状態に放置されている等の場合は、賃借人の責任で原状に復する。

(賃貸借物件の原状変更)

第5条 賃借人は、物件を改造、加工、模様替え等により原状を変更しようとするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

2 前項に要する費用は、賃借人の負担とする。

(報告義務)

第6条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに賃貸人に通知するものとする。

- (1) 物件についての盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (2) 物件の保管、使用、運行等によって第三者に損害を与えたとき。

(立入権及び秘密保持)

第7条 賃貸人は、賃貸人又は賃貸人の指定した者が、物件の現状及び保管状況等の点検調査のため、物件の保管場所に立ち入ることができるものとする。この場合、賃貸人又は賃貸人の指定した者は必ず身分証明書を携帯するものとする。

2 賃貸人は本契約の履行に際し知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(保険)

第8条 物件に対する自動車損害賠償責任保険は、賃貸人が保険契約を締結し、その保険料は賃貸人の負担とする。

(中途解約)

第9条 物件が、天災地変等により滅失若しくは損傷し使用不可能の場合、又は賃借人の理由により賃貸借期間を残し契約を終了する場合は、賃借人は賃貸人に対し書面でその旨を通知し、当該契約を終了する。この場合は、賃貸人は未經過期間に係わる残りの賃借料に代わり、賃貸人の基準に基づいた解約時の精算を賃借人に提示し、賃借人はこれを精算する。

(契約の解除)

第10条 賃借人及び賃貸人は、相手が正当な理由なくしてこの契約に定める条項を履行しない場合には、文書をもって通告し、この契約を解除することができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第11条 賃貸人はこの契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡、又はこの契約を第三

者に委任することはできない。但し、賃借人が承認した場合はこの限りではない。

(契約の費用)

第12条 この契約を締結する費用は、貸貸人の負担とする。

(契約の保証)

第13条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。また、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる保証を付すことのできる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 受注者が契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。

(2) 受注者がこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が指定する金融機関の保証を付したとき。

(3) 受注者が保険会社との間に、発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託するとき。なお、保証の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(4) 受注者が過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。なお、内容を証明するために契約書の写しを提出すること。

(違約金)

第14条 貸貸人の責に帰すべき事由により履行遅滞となったときは、契約金額につき年2.5%の割合で計算した額の違約金を納付するものとする。

(暴力団等排除に係る賃借人の解除権)

第15条 賃借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により賃借人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 賃借人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第16条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 賃借人が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 賃借人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 賃借人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は賃借人の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃借人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 賃借人は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 賃借人は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

3 賃借人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 賃借人は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがあるときは、賃貸人と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

(環境配慮事項)

第17条 「相模原市環境方針」の趣旨を理解し、業務を行うこと。

2 賃借人への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

3 業務実施に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を

委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

- 4 業務の実施においては、廃棄物の軽量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条令、相模原市一般廃棄物処理実施計画など関係法令を遵守し、適正に処理すること。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、借借人貸貸人双方ともに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

以 上

(物件明細書)

(1)自動車の明細		
台数	21 台	
年式	令和6 年式	
車名		
付属品	・エアコン・パワーステアリング・FM・AMラジオ ・常時録画式360度対応ドライブレコーダー(COMTEC製 HDR362GW、YUPITERU製 Z-300等、ウィンドウズメディアプレイヤーで再生可能なもの) ・フロアマット(樹脂製、前後席)・スタッドレスタイヤ(ホイール付) (納車時に装着した状態とし、ホイール付のノーマルタイヤは荷室に収納すること) ・タイヤチェーン(非金属製・冬タイヤサイズ)・サイドバイザー(フロント) ・拡声装置(10W、防水、前後方向、車体底部取付型)一式 (アンプ、マイク及びケーブル)	
リース期間	令和6年9月1日から令和11年8月31日まで(60ヶ月)	
月間予定走行距離	300 km	
使用者の氏名又は名称	相模原市	
使用者の住所	中央区中央2-11-15	
使用の本拠の位置	1	中央区中央2-2-15 (相模原市消防局)
	2	中央区田名4841-3 (相模原消防署田名分署)
	3	中央区淵野辺本町3-1-8(相模原消防署淵野辺分署)
	4	中央区緑が丘1-32-25(相模原消防署緑が丘分署)
	5	中央区上溝2163-9 (相模原消防署上溝分署) ※1
	6	南区相模大野5-34-1 (南消防署本署)
	7	南区磯部1229-1 (南消防署新磯分署)
	8	南区麻溝台8-38-20 (南消防署麻溝台分署)
	9	南区古淵3-15-8 (南消防署大沼分署)
	10	南区新磯野2-51-1 (南消防署相武台分署)
	11	南区相模大野7-40-4 (南消防署上鶴間分署)
	12	緑区橋本4-16-6 (北消防署本署) ※1
	13	緑区相原4-14-9 (北消防署相原分署)
	14	緑区川尻1699-1 (北消防署城山分署)
	15	緑区寸沢嵐3455-1 (津久井消防署本署) ※2
	16	緑区吉野433-1 (津久井消防署藤野分署)
	17	緑区鳥屋789-7 (津久井消防署鳥屋出張所)
	※1は2台配置、※2は3台配置	
(2)月額リース料及び消費税等 (21台合計)		
回数	60 回	
リース料	円	
消費税等(10%)	円	
合計	円	
支払方法	口座振込(適正であると認めた請求書を受理した日から30日以内に支払)	
(3)リース料に含まれる費用及びサービスの項目		
車両取得費用	法定点検整備費用(12ヶ月点検)	
自動車税	メンテナンス費用	
自動車重量税		
自動車損害賠償責任保険料		
納車費用・引き取り費用		
継続検査費用		
(4)自動車保険		
項目	補償額	特約・条件等
対人賠償責任保険		
対物賠償責任保険		
搭乗者傷害保険		
車両保険		

(5) 対象物件車両一覧				
No.	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月日	整備指定業者
1		—	R6. 9. ●	
2		—	R6. 9. ●	
3		—	R6. 9. ●	
4		—	R6. 9. ●	
5		—	R6. 9. ●	
6		—	R6. 9. ●	
7		—	R6. 9. ●	
8		—	R6. 9. ●	
9		—	R6. 9. ●	
10		—	R6. 9. ●	
11		—	R6. 9. ●	
12		—	R6. 9. ●	
13		—	R6. 9. ●	
14		—	R6. 9. ●	
15		—	R6. 9. ●	
16		—	R6. 9. ●	
17		—	R6. 9. ●	
18		—	R6. 9. ●	
19		—	R6. 9. ●	
20		—	R6. 9. ●	
21		—	R6. 9. ●	

(6) 精算基準(1台当りの規定損害金は次の計算とし、解約月までの賃借料を直ちに支払うものとする。)				
規定損害金	基本額－(遞減月額×経過月数)			
基本額	円	(内消費税及び地方消費税	円)	
遞減月額	円	(内消費税及び地方消費税	円)	
経過月数	リース開始から解約月までの月数			

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

令和 年 月 日

相 模 原 市 長 あて

(入札予定者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

機 能 等 証 明 書

当社は、この入札に関し、仕様書に示された要求項目の全てを満たしていることを保証するとともに、入札説明書、仕様書及び契約書に基づいて誠実に履行することを証明いたします。

内訳書

件名: 公用自動車(消防局)賃貸借(4WD広報車、21台)

	件名	月額(円) ※税抜き	契約期間(月数)	合計金額(円) ※税抜き
1	公用自動車(消防局)賃貸借(4WD広報車、21台)		60ヶ月	
			合計	

※入札金額は、税抜きの合計金額(月額(1台あたり) × 台数 × 60ヶ月分の合計額)を入力してください。